

山村フォトニクス旧NEC真空硝子は 働く者の生活を守れ！

鈴木さん、一時金の改善を求めて労組に申入れ

働く者がささやかな夢を寄せ、そして、住宅ローン返済などで生活を大きくささえる一時金（ボーナス）、山村フォトニクス（旧社名はNEC真空硝子）の今冬の一時金は、昨年に続いて「1ヵ月支給」となり、組合員の期待にそむきました。

職場では、「ボーナスが出て、この額じゃ、元気が出ない」「貯金は、まったく無理、無理」「せめて、2ヵ月に戻してもらいたい」など、怒りの声が出されています。

鈴木喜美子さんは、山村フォトニクス労働組合に一時金の改善を求める申入れを行いました。

第11回目の団体交渉が延期に

12月7日に予定されていた第11回目の団体交渉は、会社側から「交渉人の一人であるI部長が緊急入院したため、延期してほしい」旨のFAX連絡が3日にあり、延期になりました。

団体交渉は、10月6日での申入れ事項であり、会社は速やかに団体交渉に応じるべきです。

「1ヵ月支給」なのに、50%が査定分！

山村フォトニクスの今冬の一時金は、「1ヵ月支給する」となっており、支給額は次の算式になります。

$$\text{今期算出額} = \frac{\text{基本月収リンク分} \times 0.507}{\text{月収リンク分} 50\%} + \frac{\text{成績査定分}}{\text{査定分} 50\%}$$

上のように、成績査定分が50%も占める内訳になっています。これでは、会社の恣意的な評価により、組合員の生活が大きく左右されますので、査定分の比率を少なくすることが必要でしょう。

ましてや、会社が「1ヵ月支給」という緊急事態を組合員に強いるのですから、「月収リンク分を100%に、査定分を無くす」のが、まともな経営感覚ではないでしょうか。

「1ヵ月支給」は、本当か？

さらに、おかしなことは、月収リンク分に上限額が設けられていること、成績査定分の標準額が少ないことがあげられます。例えば、鈴木喜美子さんの資格・職級では、上限額は133,000円、標準額は90,000円となります。その合計は223,000円になり、「1ヵ月」の約7割に抑えこまれます。

鈴木さんは、「算式では、標準者でも1ヵ月に満たない。会社がきちんと『1ヵ月支給』したのか、原資は支払われたのかを調査して報告をいただきたい」と、山村フォトニクス労働組合に申入れを行いました。

全員に、最低でも「1ヵ月支給」を！

鈴木喜美子さんへの支給額は、218,000円で、わずか0.72ヵ月分相当です。ちなみに、今年四月に入社した大卒者は、200,000円です。40年間にわたって真面目に働いてきた鈴木さんに対して、あまりにも低すぎます。山村フォトニクスは、鈴木さんに対する差別的な処遇を一時金でも露骨に行っていると言えるのではないでしょうか。

本来は、会社は「2.5ヵ月支給」するのが責任です。山村フォトニクスは、鈴木さんへの不当な処遇をやめ、全員に最低でも「1ヵ月支給」するよう是正処置を行うべきです。

NEC & 関連労働者ネットワーク 2010年12月

ELICNEC

(連絡先) 田町: 九野 健三 090-9670-1150

玉川: 森 英一 090-4834-6876

府中: 益田 武廣 080-3389-0028

ELIC NEC URL : <http://www.elicnec.com/>

JAL・日本航空は、 「整理解雇」通告を撤回せよ！

- 安全をささえる基盤となる労働者の雇用を守れ -

日本航空は12月9日、パイロット94名と客室乗務員108名の合計202名に対して、12月31日をもって解雇するとの通告を強行しました。「整理解雇」を撤回させるたたかいは、すべての労働者にとっても、雇用を守るうえで重要な問題となっています。

JALは、違法な解雇を止めよ！

今回の「整理解雇」は、どこから見ても「整理解雇4要件（右表）」を満たしておりません。

日本航空の人員削減は、すでに1688名が希望退職に応じており、再建計画の削減目標の1500名を大きく超過しています。また、営業利益は、10月までの累積で1327億円にも達しています。従って、これ以上の解雇による人員削減の必要は全くなく、「整理解雇」は解雇権の乱用そのものです。

さらに、「整理解雇」の人員基準が、病歴や年齢の高い順になっていることは、憲法27条の勤労権やILO条約・勧告に照らして、世界に例を見ない人権侵害と言えます。

整理解雇4要件とは

労働者は、解雇争議などを粘り強くたたかい、解雇から雇用を守るルールを勝ち取りました。次の4つの要件すべてを満たさなければ「解雇権の乱用」で違法となり、解雇は無効となります。

解雇による人員削減がどうしても必要であること

希望退職や一時帰休など解雇回避の努力が尽くされたこと

解雇者の人選が客観的、合理的であること
解雇の手続きが妥当であること

すべての労働者と国民が手をつなぎ、「整理解雇」を撤回させましょう

新卒者の就職難や非正規雇用労働者の契約切りや雇い止めなど、失業問題が大きな社会問題となっています。航空業界最大手である日本航空の不当解雇を許すなら、会社の身勝手な“首切り”がさらに増え、深刻化している雇用破壊をいっそう強めることでしょう。

全労連、全労協などの労働組合、民主団体、女性団体の代表、弁護士らが20日、「日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議」への参加を広く呼びかけました。日本航空の不当解雇を撤回させ、「解雇4要件」を確固として守らせることは、日本の航空産業に働く労働者の雇用の安定はもちろん、すべての労働者の雇用にかかわる国民的な問題です。

「日本航空は、違法な整理解雇の撤回を」「解雇自由は許さない」など、職場、地域からも大いに声をあげていきましょう。

NECグループのみなさん、協力会社のみなさん。お気軽にご相談ください

NECグループでの職場の問題、声、労働者のたたかひを知りたい方は、

下のELICNEC ホームページにいますぐアクセス！

<http://www.elicnec.com/>

アクセス35万件

一人で悩まず、まずは相談を！電機ユニオンに入り、解決した事例が沢山生まれています

雇用問題・リストラなどで困ったときは

一人でも入れる **電機ユニオン** へお気軽にご相談を

Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595 メール info@denki-union.org
<http://denki-union.org/>